

NO 1 協働と市民参画によるまちづくりの仕組みについての一提案

川崎市においては、現在、様々な委員会が設置され、市民委員が公募され、市民参加による計画づくりが進められているが、市民の立場やその活動は、なかなか行政の枠組みには馴染まないことが多く、形式だけの市民参加になりかねない。特に、事業年度や数年に1度というような計画時期の設定或いは業務分担などは問題がある。

そこで、次の3種の機関を主体とする新たな仕組みを提案する。(いずれも仮称である。)
この仕組みは、計画と評価という2段階で、市民参画を実現しようとするものである。

1. 機関と機能

	機 関	機 能
イ	プロジェクト計画調整委員会	《市民計画提案制度》 事業実施主体の如何を問わず、行政の施策或いは事業として取り上げて欲しいことについて、市民（NPO、民間企業を含む）がここに計画提案し、これを計画として検討、調整、評価する。 単なる要望については、<まちづくり市民会議>が調整し、計画づくりを支援する。
ロ	プロジェクト毎の市民評価委員会	《市民参画による施策・事業評価制度》 総合計画を策定して、各施策を実施計画として事業化する段階或いは民間の開発行為における事前協議の段階、その他、地域に影響の大きい事業の実施計画の段階において、地域住民の立場から、これを評価するシステムである。 市民にとっては、施策や事業の影響を自分の問題として受け止める機会は、身近な問題として関わりを持った時である。その時点で初めて、市民は、その施策や事業が適切であるかどうかを明確に判断することが可能である。
ハ	まちづくり市民会議	市民の立場で計画づくりをするボランティアで構成され、上記の<プロジェクト計画調整委員会>、<市民評価委員会>の場での計画、調整などを主体的に進める。

2. 計画評価の流れの概要

- (1)市民、NPO、或いは民間企業が、施策或いは事業の計画を、<プロジェクト計画調整委員会>に提案する。
- (2)<プロジェクト計画調整委員会>は、<まちづくり市民会議>が中心となり、行政および提案者と協議、調整して、計画としてまとめる。
- (3)公共の利益の増進という評価基準などで評価され、採否が決定される。
行政施策に関する案は、施策に反映される。
提案者が事業主体となる案は、事業化合意となる。
- (4)行政が、当該案件のための<市民評価委員会>を設置する。
- (5)<まちづくり市民会議>が中心となり、地域住民および行政と協議、調整して、事業実施すべきかの評価をする。
- (6)事業実施が適切と評価されたら、計画承認とする。
- (7)施策または事業を実施する。

協働と市民参画によるまちづくりの仕組み図

